

第1編 第4次総合振興計画 後期計画の策定に向けて

第1章 計画の概要

1. 策定の目的と性格

総合振興計画は、地方自治法第2条第4項の規定にもとづき、今後のまちづくりの指針として策定されます。この計画は、以下の3つの性格を持っています。

(1) 町民のまちづくり活動の指針

まちづくりの主役は町民であり、町はそこに住む人々と行政がともに手を携え、創り育んでいくものです。総合振興計画は、行政のみならず町民や民間のまちづくり活動の指針となるものです。

(2) 行政運営の指針

総合振興計画は、町の発展と豊かな町民生活を実現するため、町の目標とそれを実現するための行政施策の基本方針を定めたものであり、総合的・計画的な行政運営を展開するための指針となるものです。

(3) 自主的なまちづくりの指針

*地方分権の進展にともなって地方自治体の役割が増しています。総合振興計画は、本町の自主的、主体的なまちづくりを積極的に進めるとともに、効率的、効果的な施策を展開するため、国や県及び関係市町村との連携を図るための指針となるものです。

2. 総合振興計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成されます。

(1) 基本構想

基本構想は、本町がめざす将来像と、それを実現するための長期的な指針として、グランドデザイン（土地利用構想）や施策の大綱などを定めるものです。計画期間は平成16年度（2004年度）から平成25年度（2013年度）までの10年間で、内容は第2編に示してあります。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に定めた将来像を実現していくため、施策の大綱にもとづき基本方針と数値目標、個別の施策を体系的に示すものです。

計画期間は5年間で、平成16年度（2004年度）から平成20年度（2008年度）までが前期基本計画、平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）までが後期基本計画となります。後期基本計画の内容は、第3編に示してあります。

*地方分権：従来の中央集権に対し、国と地方自治体の関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改め、地方自治体の自己決定と自己責任による行政運営を実現すること。

(3) 実施計画

基本計画で示された施策を実施するための行政計画で、予算編成や行政運営の指針となります。

計画期間は、後期基本計画期間の推進期間のうち、第1期を平成21年度（2009年度）から平成23年度（2011年度）までの3年間、第2期を平成23年度から平成25年度（2013年度）までの3年間とします。

第2章 本町を取り巻く環境の変化

1. 少子・高齢社会の進展 ～人口・世帯構造の変化に対応できる地域社会の構築～

平成19年のわが国の*合計特殊出生率は1.34まで下がり、人口の維持に必要といわれている2.07を大きく下回りました。これに対して本町は1.00とより低い数値で推移しています。

わが国は、出生数が死亡数を下回り人口減少時代に突入しています。さらには、世界に例がないほどの急速な高齢化や世帯の小規模化が進み、これらの変化は社会や経済に大きな影響を与えています。国は少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法による官民一体となった子育て環境の整備に着手し、また社会全体で高齢者を支えるよう介護保険制度や医療制度などの改革を進めています。

今後は、地域で安心して子どもを産み育てることができる環境や男女共同参画社会の形成、2007年から大量退職している*団塊の世代による地域社会への参加など、だれもが自立した生活を営むことができる環境づくりが求められています。

2. 地方分権と自治の強化 ～効率的で透明性の高い行政運営の必要性～

地方分権一括法の施行や*三位一体の改革により、これまで以上に権限が市町村へ移譲されつつあります。これらは地域住民にとって、身近で直接生活に関係するものが多く、市町村の果たす役割がより一層拡大しています。

平成19年度から、地方分権を進めるためにその財源である税金の配分比が、国税である所得税から地方税である住民税を重視するように変更されており、財政的にも市町村の主体性が発揮できる環境づくりが進んでいます。

一方で、地方交付税の減額により地方自治体の財源確保が難しい中で、ごみ処理や福祉・医療の充実などの行政需要は増大する傾向にあります。このため、公共サービスに対する行政と民間の役割分担の見直し、行政評価制度や他自治体との連携などによる効率的な行政運営がより一層求められています。

また、住民に対する説明責任が重要視されており、情報公開などによる透明・公正な行政運営が求められています。

*合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、女性が一生の間に産む子供の数の平均とされる。

*団塊の世代：主に1947年から1949年の第1次ベビーブームに生まれた世代を指す。

*三位一体の改革：「地方にできることは地方に」という理念にもとづき、地方の権限・責任を拡大して地方分権をめざそうとする改革。国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを指す。

3. 地域経済の振興 ～付加価値型経済への転換～

日本の経済は、平成14年以降回復が続いていましたが、原油や資源価格の大幅な変動、*サブプライム問題による信用収縮などの世界的な経済の減速にさらされています。この間に大企業と中小企業の間には収益力の格差が生じ、その結果、個人の所得や消費の伸びが鈍化し所得格差や地域格差の問題が表面化してきました。

地域では、企業収益や個人所得が減少するとともに、自治体の財政運営も深刻になり、経済の活性化が大きな課題となっています。

工業部門では、新興国の低価格製品に対抗するための高付加価値製品に対応できる技術や、これらの水準が高い国内生産へシフトしつつあります。農業部門では、輸入食品の安全性への不安から、低農薬や産地が表示されるなどの付加価値の高い国内生産への関心が高まっています。

工業・農業ともに、高い付加価値を創造し、国内の技術蓄積を活かした付加価値型経済への転換による収益力の向上や地域経済の活性化が期待されています。また、技術水準が高い東京圏の優位性が見直され、企業立地の可能性や地域経済の活性化にともなう新たな雇用の創出と所得の向上にも期待が寄せられています。

4. 環境優先の時代 ～環境共生・循環型社会への変換～

二酸化炭素の排出量の増加や森林の減少などによる大気温暖化に代表される環境問題は、地球規模に拡大しています。環境問題はあらゆる分野と関係し、今日では環境と共生した社会やまちづくりのあり方が問われています。

また、資源の枯渇が懸念される一方で、ごみの排出量は増加しており、これの処理能力が限界に達しています。そのため、環境にできるだけ負荷を与えないよう、限りある資源・エネルギーを有効に活用し、持続的発展が可能な*循環型社会の形成が求められています。

5. 高度情報化の進展 ～*ユビキタス社会に向けて～

情報通信技術の飛躍的な発展により、国際的な企業活動から個人の日常生活まで情報化が急速に浸透し、本格的なネットワーク社会の到来を迎えています。

このような高度情報化に的確に対応し、情報通信技術（ICT）を活用した質の高い行政サービスの提供やインターネットを活用した行政手続の推進など、行政運営の簡素化・効率化に努めることが急務となっています。

また、だれもが等しく情報通信技術の恩恵を受けられるよう情報格差の解消に努めるとともに、情報通信基盤の整備・充実を推進していくことが求められています。

*サブプライム問題：米国の低信用力者向け住宅ローンである「サブプライムローン」が保有する債権が、住宅需要の落ち込みにより不良債権化したのを受けて2008年3月以降株価が低迷している問題。

*循環型社会：環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会

*ユビキタス社会：元来は、「神が偏在する」の意味であったが、近年では、情報通信技術をいつでもどこでも利用できることをいう。

6. 生涯学習の充実と多様性のある地域社会の形成 ～自己実現の希求時代～

労働への価値観は単なる金銭的報酬から生きがいなどを求める傾向にあり、ボランティア活動などを活発にする要因のひとつとなっています。

今日では、充実した人生を送るため、学習や仕事で得られた知識や経験を*コミュニティ活動やボランティア活動などに活かし、地域社会に関わりを持つ人々が増えています。そして、より高い*自己実現に向けての生涯学習に関心が高まっています。この傾向は、教育水準の向上や健康な高齢者の増加と相まって、一層強まるものとみられます。

このようなニーズに応え、自己実現の場をまちづくりに活かすことにより、子育て不安や児童虐待、高齢者の在宅福祉など、さまざまな地域社会の問題解決に取り組んでいくことが求められています。

7. 国際化の進展 ～多様な文化との交流～

*グローバル化の進展により、経済や文化の相互依存が進むとともに、地球規模での環境・経済問題などは、一国のみでは解決することが難しくなっています。また、人・もの・情報・文化の動きが国境を越えて世界中に広がり、日常的にも他国の風俗習慣や文化に接する機会も多くなっています。地域においてもビジネスや技術交流、留学生や研修生の受入れ、文化やスポーツの交流などをおとした国際化が進展しています。

そのため、国際協調や国際平和が求められる中で、多様性を認め合い、国際的な視野に立って考えられる国際感覚豊かな人材が求められています。

8. 安全で安心して暮らせるまちづくり ～あらゆる危険に対処できる地域社会の構築～

近年、大きな被害をもたらした地震や異常気象による集中豪雨などが相次いでおり、被災後の*ライフラインの復旧や被災者の生活再建支援などの課題が大きくクローズアップされ、災害に対する危機感がかつてないほど高まっています。そのため、災害時の被害を最小限に阻止できるよう配慮すると同時に、スムーズな再建ができる基盤づくりが求められます。

また、犯罪発生件数は平成14年に戦後最多を記録したのち減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあり、高齢者や子どもなどの抵抗できない者の被害や、空き巣、窃盗、*振り込め詐欺などが身近に起こり、犯罪に対する関心も高まっています。そのため、犯罪に遭いにくく安心して暮らせる環境づくりが求められています。

*コミュニティ活動：地域住民のふれあいや連帯を軸として、自主的に住み良い地域社会を形成すること。

*自己実現：主体的に考えて行動し、一人ひとりが持つ異なる可能性を十分に開花させる過程のこと。

*グローバル化：経済活動や文化、価値観などが国境を超えて、個人や団体、企業などに影響を及ぼすこと。

*ライフライン：生命線、命綱の意味。電気や水道、ガスなど日常生活に不可欠なシステムの総称。

*振り込め詐欺：架空の請求などを信じ込ませて現金をATMなどで振り込ませる詐欺の総称。俗にいうオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺などがある。

第3章 本町の特性

1. 位置・地勢

本町は、埼玉県の南東部、首都30km圏に位置し、西は大落古利根川をはさんで越谷市、南は吉川市、北は春日部市と接しており、中央部を中川（庄内古川）が南北に流れ、東は江戸川をはさんで千葉県野田市に接しています。

町域は、東西約4km、南北約7.5kmと南北にやや細長く、面積は16.22km²です。地形は、町の北東部を占める築比地台地を除いて、大落古利根川と中川による標高4mから6mの自然堤防と後背湿地によって形成されたほぼ平坦な低地となっています。気温は年平均14～16℃と比較的温暖で、降水量は年間1,300mm程度です。

2. 交通

道路は、南北方向に県道春日部松伏線と県道葛飾吉川松伏線が、東西方向に県道越谷野田線が通っています。また、新たな南北方面の道路として(都)松伏越谷線の整備が進められています。

本町には鉄道がなく、東武伊勢崎線北越谷駅、せんげん台駅、東武野田線愛宕駅、野田市駅、JR武蔵野線吉川駅、南越谷駅、越谷レイクタウン駅などが利用されています。本町とこれらの駅との間には、民間事業者による路線バス網が整備されています。

3. 沿革

明治22年の町村制施行では、松伏、大川戸、田島、上赤岩、下赤岩の5か村が合併した松伏領村と、金杉、魚沼、築比地の3か村が合併した金杉村が誕生しました。

その後、昭和30年に町村合併促進法によって、松伏領村と金杉村の2か村が合併し、新たに松伏領村が誕生しました。次いで昭和31年に、名称を松伏村と変更したのち、昭和44年には町制を施行し、平成21年には40周年を迎えるに至っています。

4. 人口

本町の人口は、昭和40年代の高度経済成長期から、周辺都市や都心への通勤者に一戸建て住宅を供給するベッドタウンとして増え始め、昭和62年の外前野特定土地区画整理事業により一層増加しました。

平成3年のバブル経済崩壊以降は、総体的な地価の下落により、住宅需要の都心回帰が進む中で、本町の人口はゆるやかに増加し、平成20年4月1日現在の総人口は31,570人となっています。

これは、周辺市に比べ一戸建て住宅の価格が比較的安く、若い夫婦と子どもから成る世帯の転入が継続していることによります。

●人口構成（3階層）と世帯数 各年10月1日（構成比は、年齢不詳を除いて算定） 資料：国勢調査

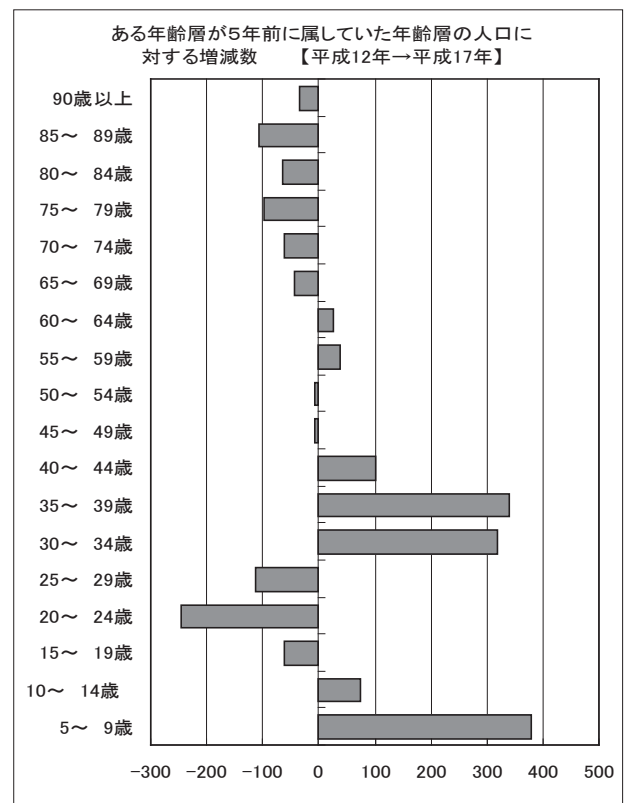
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口・総数(人)	18,462	20,340	24,194	27,775	29,021	30,857
65歳以上 人口(人)	1,220	1,512	1,972	2,575	3,381	4,631
(老年人口) 構成比(%)	6.6	7.4	8.2	9.3	11.7	15.0
15～64歳 人口(人)	11,987	13,732	17,110	19,909	20,747	21,161
(生産人口) 構成比(%)	64.9	67.5	70.7	71.7	71.5	68.6
0～14歳 人口(人)	5,251	5,094	5,084	5,246	4,889	5,059
(幼年人口) 構成比(%)	28.4	25.0	21.0	18.9	16.8	16.4
不詳 人口(人)	4	2	28	45	4	6
世帯数(世帯)	4,533	5,125	6,442	7,868	8,693	9,761

国勢調査による年齢別人口構成を見ると、15歳～64歳の生産人口の比率は昭和55年から平成2年までは増加していましたが、平成2年から平成12年までの10年間は横ばいとなり、平成17年は3ポイントの減少となっています。0歳～14歳までの幼年人口は減少する傾向にあり65歳以上の老年人口は増加する傾向にあることから、少子高齢化がますます進んでいることがわかります。

●5歳階級別人口の推移

資料：国勢調査

平成12年		平成17年	
年齢	A(人)	5年後の年齢	B(人)
—	—	0～4歳	1514
0～4歳	1426	5～9歳	1804
5～9歳	1668	10～14歳	1741
10～14歳	1795	15～19歳	1734
15～19歳	2025	20～24歳	1778
20～24歳	1927	25～29歳	1815
25～29歳	2198	30～34歳	2518
30～34歳	2102	35～39歳	2443
35～39歳	1710	40～44歳	1811
40～44歳	1805	45～49歳	1798
45～49歳	2289	50～54歳	2281
50～54歳	2702	55～59歳	2741
55～59歳	2217	60～64歳	2242
60～64歳	1772	65～69歳	1730
65～69歳	1249	70～74歳	1186
70～74歳	819	75～79歳	722
75～79歳	567	80～84歳	503
80～84歳	405	85～89歳	298
85～89歳	226	90歳以上	192
90歳以上	115	—	—
不詳	4	不詳	6
総数	29021	総数	30857
0～14歳	4889	0～14歳	5059
15～64歳	20747	15～64歳	21161
65歳以上	3381	65歳以上	4631



国勢調査による5歳階級別人口の推移から転入転出などの状況を見ると、平成12年度に0～9歳、25～39歳であった年齢層が、5年後の5～14歳、30～44歳の年齢層になった平成17年度で増加しています。これは本町への転入が転出を上回ったためと考えられ、中学生以下の子どもを持つファミリー世帯の転入が多いものと推定されます。

一方、平成12年度に10～24歳であった年齢層が、5年後の15～29歳の年齢層になった平成17年度で減少しています。これは、子どもが親世帯から独立し、町外へ転出したためと考えられます。

また、平成12年に60歳以上であった年齢層が、5年後の65歳以上の年齢層となった平成17年度で減少していますが、これは、町外への転出や死亡が考えられます。

5. 土地利用と産業

本町では全域が*都市計画区域に指定されています。*市街化区域は261haで、町域の約16%です。市街化区域の大部分は宅地で占められていますが、町の東部には吉川市にまたがった東埼玉テクノポリスが立地しており、工業集積を図っています。また、市街化調整区域は1,361haで、全域が農業振興地域に指定されており、そのうち約44%は農用地区域となっています。

町の主要な産業は米作を中心とした農業で、農用地区域のほとんどが水田で占められています。

平成17年度の本町の純生産額は約486億円で、平成15年をピークに減少傾向にあります。産業別民間事業所の構成は、*第1次産業が0.2%、*第2次産業が39.4%、*第3次産業が60.4%となっています。

●純生産額の推移

資料：埼玉の市町村所得

年度	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
純生産額（百万円）	48,389	44,383	48,318	44,383	44,436	51,895	49,335	48,668

6. 町民アンケート調査結果（平成19年度実施）から見た松伏町の現況

(1) 町の住みごごち

本町の住みごごちは、「住みよい」と「まあまあ住みよい」を合わせて6割が住みよいと答えています。

住みよさを感じる点は、「自然環境がよい」が最も多く、住みにくさを感じる点は、「交通の便が悪い」が最も多くなっています。

(2) 町の取り組みに対する満足度

本町の取り組みに対する満足度は、5点満点中全体で2.8点となっておりアンケートの選択肢における「普通（3点）」よりやや低い評価となっています。

(3) 他自治体との連携、合併について

他自治体との連携（広域行政）については、「推進すべき」が86.4%を占めています。

合併については、他自治体との連携の回答で「推進すべき」と答えた人のうち、93.5%が「合併すべき」と答えており、6.5%が「合併すべきでない」と答えています。「合併すべき」と答えた人のうち、合併対象として「東南部5市1町」と答えた人は47.0%、「近隣市との合併」と答えた人は51.8%となっています。

*都市計画区域：市や一定以上の要件に該当する町村の市街地を含み、人口や土地利用、交通量などを勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域のこと。本町は、越谷市、吉川市とともに「越谷都市計画区域」に指定されている。

*市街化区域：都市計画法により定められた区分で、市街化区域は既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいい、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域をいう。

*第1次産業：自然に直接、働きかける産業をいい、農林漁業、狩猟、鉱業などがこれに該当する。

*第2次産業：第1次産業により採取・生産された原材料を加工する産業をいい、製造業や建設業などがこれに該当する。

*第3次産業：第1次産業にも第2次産業にも分類されない産業をいい、小売業やサービス業などがこれに該当する。